

## 静岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

静岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年11月24日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

静岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年静岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「7月末まで」の次に「の間において市長が定める期限まで」を加え、同条第2項中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同項第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同項第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第2条第2項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第2条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第4条第1項中「とりまとめ、その概要及び前条の規定による報告を」を「取りまとめ、その概要を前条の規定による報告と併せ」に改める。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。